



令和8年度 遺跡（埋蔵文化財包蔵地）取扱い説明会 説明資料

令和8年9月7日

仙台市教育局生涯学習部文化財課

< 目 次 >

1. 対応窓口について	P. 1
2. 遺跡（埋蔵文化財包蔵地）および史跡における手続き	P. 2～18
2-1. 遺跡（埋蔵文化財包蔵地）における開発及び工事等の手続き	P. 2～6
遺跡（埋蔵文化財包蔵地）での工事等に関する手続き	P. 7・8
よくある質問集	P. 9～13
2-2. 記念物指定地内の現状変更等の手続き	P. 14～18
3. 協議書・届出等各様式	P. 19～38
① 協議書＜民間事業＞「埋蔵文化財の取扱いについて（協議）」	P. 19
② 発掘届＜民間事業＞「埋蔵文化財発掘の届出について」	P. 20・21
③ 委任状＜民間事業＞「委任状」	P. 22
④ 承諾書＜民間事業＞「発掘調査の承諾について」	P. 23
⑤ 協議書＜公共事業＞「計画と埋蔵文化財の関わりについて」の記入	P. 24
〔⑤-1 協議書＜公共事業＞「____計画と埋蔵文化財の関わりについて（協議）」	P. 25
〔⑤-2 協議書＜公共事業＞ 計画概要書「工事計画概要書」	P. 26
⑥ 発掘通知＜公共事業＞「埋蔵文化財発掘の通知について」の記入	P. 27
〔⑥-1 発掘通知＜公共事業＞表面「埋蔵文化財発掘の通知について」	P. 28
〔⑥-2 発掘通知＜公共事業＞裏面 別記	P. 29
4. 現状変更許可申請等各様式（国）	P. 30～33
① 現状変更許可申請書「現状変更許可申請書」	P. 30～32
② 現状変更終了報告書「現状変更等終了報告書」	P. 33
5. 現状変更許可申請等各様式（県）	P. 34・35
① 現状変更許可申請書「現状変更許可申請書」	P. 34
② 現状変更終了報告書「現状変更等終了報告書」	P. 35
6. 現状変更許可申請等各様式（市）	P. 36～38
① 現状変更許可申請書「現状変更許可申請書」	P. 36・37
② 現状変更終了報告書「現状変更等終了報告書」	P. 38
7. 「せんだいオンライン申請サービス」について	P. 39
8. 関係法令・要綱	P. 40～49

この冊子で使用している用語について

- 「協議書」：民間事業の場合…「埋蔵文化財の取扱いについて（協議）」の協議書
公共事業の場合…「計画と埋蔵文化財の関わりについて（協議）」の協議書
- 「届出」：文化財保護法第93条第1項に基づく「埋蔵文化財発掘の届出について」
- 「通知」：文化財保護法第94条第1項に基づく「埋蔵文化財発掘の通知について」

はじめに

文化財には様々な種類があり、その中でも「地中に埋まっている文化財」のことを埋蔵文化財包蔵地と呼びます。そして、これらが包蔵されている土地（埋蔵文化財包蔵地）を遺跡として周知しています。仙台市内には約 780 箇所の遺跡があり、これらは、過去の人々が残した痕跡を含む貴重な資料であり、歴史を知るために欠かせない大事な文化財です。

遺跡は、一度破壊されてしまうと、その歴史・文化的価値が永久に失われてしまいます。こうした遺跡の記録を残すため、文化財保護法では遺跡で掘削を伴う工事を行う際に守るべき事項が定められています。

この説明会では、埋蔵文化財に関する申請手続きや着工までの流れなどを分かりやすくご説明します。また、オンラインサービスでのお問い合わせについてもご説明させていただきます。

1. 対応窓口について

開発および建築等の事業予定地が遺跡の範囲内か、指定記念物（史跡・名勝・天然記念物）の範囲内かで、文化財課内の担当窓口が異なります。詳細は下記の通りです。

1) 遺跡の範囲内で発掘届・通知を提出する場合の窓口	→ 調査調整係
2) 指定記念物の範囲内で現状変更許可申請を行う場合の窓口	
・ 史跡陸奥国分寺跡・史跡陸奥国分尼寺跡・史跡郡山官衙遺跡等	→ 整備活用係
・ 史跡仙台城跡・史跡岩切城跡等	→ 仙台城史跡整備室
・ 記念物（名勝・天然記念物）	→ 管理係

注意点

- 記念物指定範囲に隣接した場所については、史跡の場合は遺跡としての扱いとなります。また記念物指定範囲の内外にまたがる場合は、現状変更許可申請の扱いとなります。
- 問合せ窓口が不明の場合は、調査調整係にお問合せください。

2. 遺跡（埋蔵文化財包蔵地）および史跡における手続き

2-1. 遺跡（埋蔵文化財包蔵地）における開発及び工事等の手続き

事業者が遺跡内及び隣接地で、掘削や盛土を伴う工事を計画する際に必要な手続きです。

1 照会：埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の確認

工事予定地が遺跡に該当するか確認してください。

まずは、『仙台市都市計画情報インターネット提供サービス』で
確認してください。

https://www2.wagmap.jp/sendai_tokei/Portal



こんなときは文化財課へお問い合わせください！

- 対象地が遺跡の境界付近で判断が難しい（「隣接地要確認」と表示されている）。
- 遺跡などの詳細な情報を知りたい。
- サイトを見てもよくわからない。

お問合せ先

窓口：仙台市役所上杉分庁舎 10 階 文化財課 調査調整係

メール：kyo019320@city.sendai.jp

FAX：022-214-8399

せんだいオンライン申請サービス（範囲確認）：<https://logoform.jp/form/3PrJ/911656>

問い合わせに必要な情報

対象地がわかる地番、地図

留意点

※住所、地番だけでは正確な場所の特定が難しいため、必ず地図はご準備ください。

※地図は住宅地図等をご利用ください。公図は現況地形と異なる場合があります。

※地図には対象地の敷地範囲を太枠で囲うなどして対象地がわかるようにしてください。

対象地が遺跡内および隣接地の場合

▶工事着工前に事前申請が必要です！「2 協議書の提出」へ

対象地が遺跡外だった場合

▶敷地面積が 1000 ㎡未満：申請不要

▶1000 ㎡以上：工事中に予期せず遺跡が発見されることを防ぐために文化財課との事前協議をお願いします。※文化財課とのやり取りを書面で残したい場合は、「2 協議書の提出」へ。

2 協議書の提出

民間事業者の場合

遺跡内および隣接地で共同住宅（長屋住宅も含む）、分譲住宅複数棟、賃貸住宅、店舗、事務所、宅地造成工事など各種工事を行う場合は、「埋蔵文化財の取り扱いについて（協議）」の協議書（様式3-①）を提出していただくことがあります。

小規模な工事（注文住宅、分譲住宅1棟、電柱、埋設配管など）については協議書の提出は不要です。「4 発掘届・発掘通知の提出」へ。

提出時期	ある程度図面ができた段階
提出方法	文化財課窓口持参、郵送 ※
必要書類	「埋蔵文化財の取り扱いについて（協議）」、委任状、案内図、建物配置図、基礎断面図、基礎伏図、地盤改良工事等の図面（柱状改良工事の場合は杭伏図等※地盤改良工事の図面はなくても問題ありませんが、掘削深度の数値は明記してください）、その他掘削に伴う図面（切土・盛土含む） ※代理人を立てて申請する場合は、申請者の委任状（様式3-③）が必要となります。 （要押印）

公共事業者の場合

国、県、市、NTT、国の独立行政法人、JR貨物、日本郵便株式会社などの機関等が遺跡内および隣接地で掘削や盛土を伴う工事の計画がある際に必要な手続きです。

計画が遺跡への関わりが避けられない場合でも、遺跡への影響がより軽微になるよう計画範囲や工法についての調整を行います。計画立案段階で協議をお願いします。

提出時期	工事内容がある程度確定した段階
提出方法	文化財課窓口持参、郵送、関係図面が少なく押印省略する場合はメール可
必要書類	「計画と埋蔵文化財の関わりについて（協議）」（様式3-⑤）1部、計画概要書1部、関係図面（位置図、配置図、基礎などの掘削断面図）1部

◎小規模な工事は、協議書不要で発掘通知から提出可能なものがありますので、文化財課に確認してください。例）電話柱、上下水道・ガスなどの埋設管工事など

3 協議書への回答

協議書の受理後、民間事業者の場合2週間程度、公共事業者の場合2～3週間程度で文化財課の対応について文書にて回答を送付いたします。

回答の詳細については「6 書類審査で決定する工事への対応」をご確認ください。

4 発掘届・発掘通知の提出

協議書の回答後、発掘届（民間事業者）または発掘通知（公共事業者）を提出してください。

根拠法令等

- ・文化財保護法第93条・第94条
- ・宮城県教育庁文化財課「埋蔵文化財保護の手引き」3.埋蔵文化財包蔵地（遺跡）での開発

民間事業者の場合

民間事業者は遺跡内において工事を行う場合は、工事着手の60日前までに「埋蔵文化財発掘の届出」（様式3-②）の提出が必要です。

提出時期	工事内容が確定した段階で工事着工の60日前まで
提出方法	文化財課窓口を持参、郵送
必要書類	※ 「埋蔵文化財発掘の届出について」、別記、委任状、案内図、建物配置図、基礎断面図、基礎伏図、地盤改良工事の図面（柱状改良工事の場合は杭伏図等）、その他掘削に伴う図面（切土・盛土含む）

※代理人を立てて申請する場合は、申請者の委任状(様式3-③)が必要となります。
(要押印)

公共事業者の場合

公共事業者は、工事着手前に「埋蔵文化財発掘の通知について」（様式3-⑥）を提出してください。
発掘通知は申請者によって提出先が異なります。仙台市、NTTが申請者の場合は仙台市教育長に、国・県等が申請者の場合は仙台市教育委員会経由で宮城県教育長あてに提出してください。

申請者:a 仙台市・NTT → 仙台市教育長あて提出

b 国・県・その他公共機関 → 仙台市教委経由宮城県教育長あて提出

提出時期	工事内容が確定した段階
提出方法	文化財課窓口を持参、郵送、関係図面が少なく押印省略する場合はメール可
必要書類	a の場合：仙台市教育長あて「埋蔵文化財発掘の通知について」1部、 「埋蔵文化財発掘の通知について（別記）」1部、関係図面（位置図、配置図、基礎等の掘削断面図等）1部 b の場合：宮城県教育長あて上記書類を各2部と仙台市教育長あて進達依頼文書1部

〈発掘通知提出についての留意点〉

- 施工業者が未定でも、工事内容が固まっていれば発掘通知の提出は可能です。
- 協議段階と通知段階とで工事内容を変更した場合は、変更後の内容で提出してください。

■緊急を要する工事について

ガス・水道・下水道管などの公共事業で緊急工事が必要となった場合、通知を作成する前に工事を施工（文化財課に連絡を行い、立会のもと工事を実施）し、後日改めて発掘通知を提出していただきます。

5 発掘届・発掘通知への回答

発掘届・発掘通知の受理後、民間事業者の場合は2週間程度、公共事業者の場合は2～3週間程度で文化財課の対応について文書にて回答文（通知）を送付いたします。

こちらの回答（通知）が工事に対する最終的な対応となります。

6 書類審査で決定する工事への対応

1 条件なし

施工範囲が遺跡に該当していなかった場合、この対応になります。

2 慎重工事

工事着工に対して条件はありませんが、遺跡の範囲内であるため十分に注意して施工してください。

3 工事立会

基本的には掘削の都度掘りあがりのタイミングで工事現場に職員が伺い、状況の確認と記録を行います。掘削や盛土をする箇所に関しては全ての工事が対象となります。立会日の予約が必要です。遅くとも2～3日前までに希望日時をお伝えください。

4 発掘調査（確認調査・試掘調査・本発掘調査）

①確認調査…遺跡範囲内および遺跡範囲内外にまたがる土地の場合、工事着工前に建築範囲や掘削・盛土工事の一部の範囲を対象に発掘調査を実施します。調査費用は、個人専用住宅の場合は公費負担、その他営利目的のもの・公共事業の場合は申請者の負担をお願いします。

②試掘調査…遺跡の範囲外でも、遺跡の存在が推定される場所で工事を行う際に発掘調査が必要と判断される場合があります。その場合、工事着工前に建築範囲や掘削・盛土工事の一部の範囲を対象に発掘調査を実施します。調査費用は、対象地の敷地面積が1,000

m²未満の場合は公費負担、1,000 m²以上の場合は申請者の負担をお願いします。公共事業の場合は、すべて申請者負担となります。

※確認調査・試掘調査の結果、本発掘調査が必要となる際には改めて協議を行います。

- ③本発掘調査…工事着工前に建築範囲ほぼ全体を対象に発掘調査を実施します。調査終了後、工事の着工が可能となります。調査日程については、文化財課と協議してください。所要時間は工事内容や遺跡によって異なります。また調査費用は、個人専用住宅の場合は公費負担、その他営利目的・公共事業の場合は申請者の負担をお願いします。

※民間事業の場合は発掘調査の前に「発掘調査の承諾について」(様式3-④)の提出をお願いしております(要押印)。

発掘調査を要する場合とは

1. 工事の掘削により遺跡が破壊される場合
2. 掘削が及ばなくとも、工事により遺跡に影響を及ぼす場合
3. 恒久的な工作物の設置により、遺跡と人との関係が絶たれ、遺跡が損壊したのに等しい状態となる場合

※この具体例については、「宮城県発掘調査基準」別表に例示

◎盛土が2m以上になる場合は、宮城県の基準により原則として発掘調査の対象になります。

〈発掘調査についての注意点〉

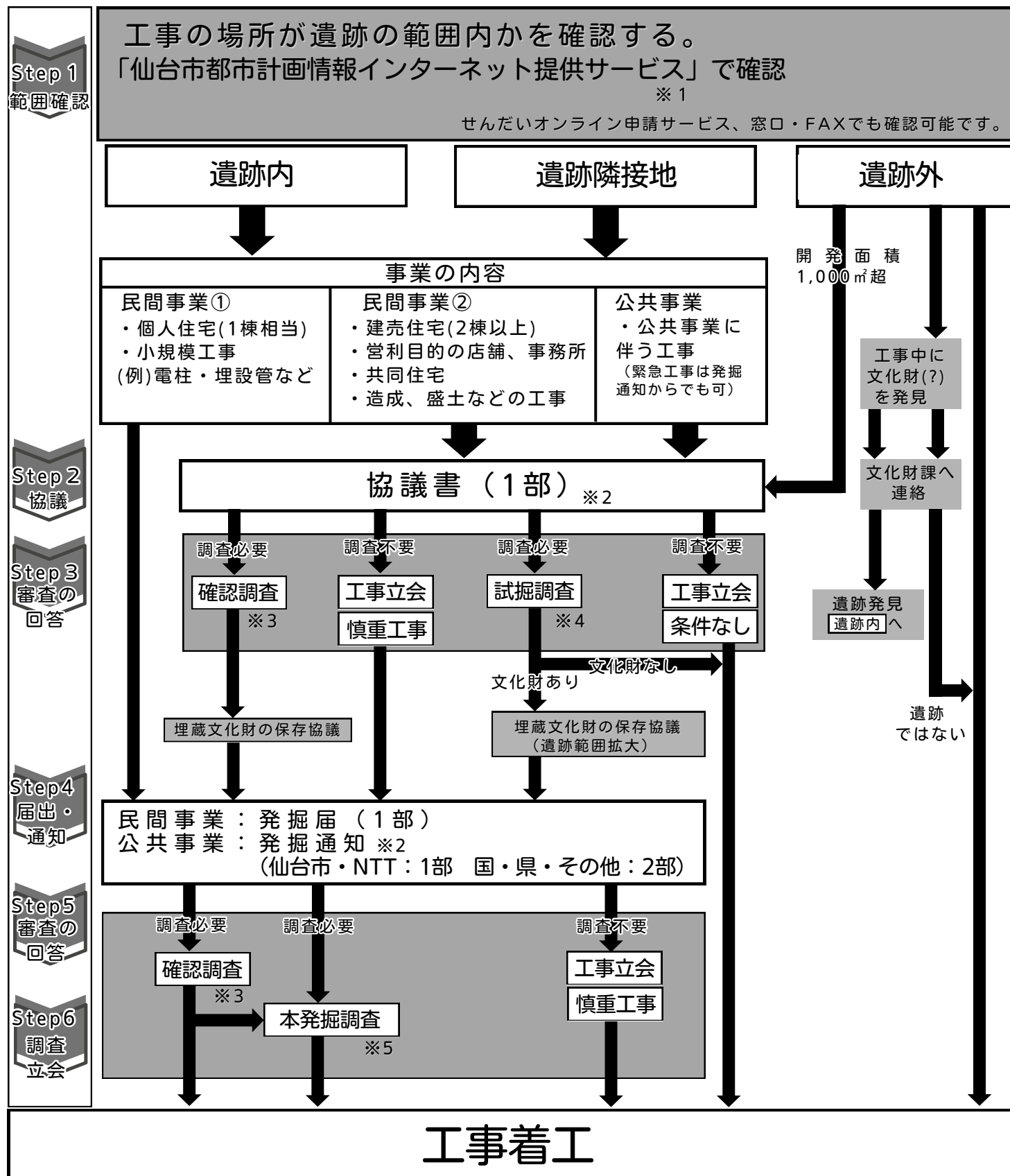
- 既存建物は解体し、環境を整えていただいた後に調査を実施します。
- 他の調査との兼ね合いにより、調査日のご希望には沿えない場合やお待ちいただく場合がございます。また、夏場の猛暑時期など、天候により調査スケジュールが遅れる場合がございます。ご了承ください。

■工事中の遺跡の発見について

掘削を伴う工事中に遺跡を発見した場合は、現状を変えることなく速やかに文化財課にご連絡下さい(文化財保護法第96条・第97条)。文化財課で現状を確認した後、必要な措置をお願いすることがあります。

遺跡（埋蔵文化財包蔵地）での 工事等に関する手続き

△遺跡（埋蔵文化財包蔵地）内および隣接地で工事を予定されている方は、文化財課での手続きが必要です。
以下のフロー図を参考に、所定の手続きを行ってください。



特記事項

- ※1 仙台市都市計画情報インターネット提供サービスで遺跡の範囲および遺跡名をお調べいただけます。以下の二次元コードをお読みになり、ぜひご活用ください。



- ※2 審査回答には、民間事業の場合は2週間程度、公共事業の場合は2～3週間程度お時間を頂いております。
なお、公共事業の協議書の提出の要否および部数は申請者によって異なりますので、文化財課までお問い合わせください。

【費用負担】

- ※3 発掘調査費用は、個人住宅建設等に伴う場合を除いて、申請者に負担をお願いしております。確認調査でも重要な遺構・遺物が発見された場合は、調査後に出土品の整理を行い報告書刊行となりますが、これらに必要な経費（遺物整理人件費・報告書作成・刊行・発送費を含む）等も、申請者に負担をお願いしております（埋蔵文化財発掘調査要綱第5条第1項第1号の規定による）。
- ※4 遺跡外での発掘調査（試掘調査）費用は、原則公費負担です。ただし公共事業および開発面積1,000㎡以上の民間事業については、申請者に負担をお願いしております（埋蔵文化財発掘調査要綱第5条第1項第1号の規定による）。

【本発掘調査】

- ※5 確認調査から本発掘調査に移行した場合、改めて日程・費用等の協議の後、調査を実施します。調査の結果、重要な発見があった場合は保存協議を行います。調査終了後は出土品の整理を行い、報告書を刊行します。

【お問い合わせ】

仙台市教育委員会
生涯学習部 文化財課 調査調整係
☎022-214-8894
※平日9:00～16:30

FAQ～よくある質問集～

遺跡に関して

Q1

対象地において発掘調査が必要になるかどうかは、すぐわかりますか？

A

対象地の現況、工事の内容、遺跡の性格など総合的に判断して検討しますので、窓口やお電話で回答することはできません。協議書もしくは届出の提出後に正式に決定します。

Q2

調査にならない掘削の深さ(遺跡が出る深さ)は、わかりますか？

A

遺跡が出る深さは、場所によって異なるのですぐにはお答えできません。調査回避のため対象地の遺跡の深さを知りたい際は、対象地の場所が分かる地図をご準備のうえ文化財課までお問い合わせください。周辺の調査履歴を参考にあくまで目安の数値としてお答えします。回答までは1～2週間程度要します。

Q3

対象地が過去に発掘調査が行われた場所かを知りたいです。

A

発掘調査の結果が発掘調査報告書として公開されている場合、お伝えできます。それ以外の場所に関しては、対象地の地権者の委任状、登記簿謄本の写し、代理人の身分証等をご用意ください。調査歴の有無、調査の内容をお調べします。回答までお時間を要しますので、事前に文化財課へご連絡ください。

書類に関して

Q4

遺跡内で建物を解体する際も申請は必要ですか？

A

解体だけであれば申請は不要です。掘削・盛土を伴う新規工事の場合は申請が必要です。

Q5

遺跡の範囲外であれば、申請は必要ないですか？

A

対象地の敷地面積が 1,000 ㎡未満であれば特に必要ありません。ただし、工事中に予期せず遺跡が発見されることを防ぐために対象地の敷地面積が 1,000 ㎡以上の場合、事前協議をお願いします。また、対象地が遺跡範囲の境界付近の場合も文化財課にご相談ください。

Q6

届出提出後に工事内容(掘削深度や施工範囲)が変更となったときはどうすればいいですか？

A

変更内容が分かった時点で早急に文化財課までご連絡ください。その際には変更図面もご提出ください。工事内容の変更に伴い、対応も変更になる場合(例：工事立会だったものが発掘調査をしなければならなくなった)は、届出取り下げ依頼書と新しい届出の提出が必要になります。

Q7

届出提出後に工事(事業)が中止になりました。対応はどうなりますか？

A

届出取り下げ依頼書の提出が必要になります。工事(事業)中止が分かった時点で早急に文化財課までご連絡ください。なお、協議書を提出した件で工事(事業)が中止になった場合(届出は未提出の状態)は特に手続き等は必要ありません。

Q8

土地を売買するときに何か申請は必要ですか？

A

特に必要はありません。

Q9

地盤調査する前に申請は必要ですか？

A

原則として必要ありません。ただし、大規模掘削を伴うような地盤調査を行う場合はご相談ください。

Q10

届出を過去に提出した土地で、新しく工事を計画しています。申請の必要はありますか？

A

必要です。一度届出を出した土地でも新規で工事を行う場合（建て替え等）は申請していただく必要があります。埋設管工事など小規模なものの場合、建物部分の届出が提出済みであれば付帯工事扱いにして新しく届出を出さなくても良い場合がありますので、まずは文化財課までご相談ください。

Q11

協議書の回答で発掘調査が必要とのことでした。どうしたらよいですか？

A

工事内容の変更などで発掘調査を回避することが可能な場合もあります。詳しくは文化財課までご相談ください。

費用について

Q12

発掘調査対応になるかどうかによって、土地を売買するかを決めかねています。どうしたらよいのでしょうか？

A

具体的な工事計画が分からない状況では対応を決めることはできません。工事計画が定まっていない状態でも発掘調査が必要かどうか知りたい場合、仮の計画でも構いませんので、協議書を提出し、対応を確認するといった方法があります。

Q13

発掘調査の費用を、およその金額でいいので知りたいです。

A

窓口や電話ですぐにお答えすることはできません。計画している工事内容や遺跡の性格によって費用が異なります。配置図等の図面があれば積算は可能ですので、文化財課までご相談ください。なお、回答まで3週間程度お時間を要します。

Q14

協議書・届出の提出は、建築確認申請をする前後どちらがいいですか？

A

特に指定はありません。埋蔵文化財に関する申請は、建築確認申請と連動していません。ある程度、計画が固まった段階で協議書、確定した段階で届出の提出をお願いします。※個人住宅の場合は、届出のみの提出で問題ありません。

その他

Q15

確認調査は1日で終わりますか？

A

そのようなケースもありますが、ある程度日数がかかることが想定されます。調査は、掘削→精査→記録→埋戻しという流れで進めますが、工事内容、発見された遺構・遺物の量に左右されるので、一概には言えません。余裕のあるスケジュールで書類の提出、工期の決定をお願いいたします。

Q16

届出を提出して工事立会(または発掘調査)の対応が決まった件で、工事立会(発掘調査)を未実施のまま工事を行ってしまいました…。どうしたらよいのでしょうか？

A

早急に文化財課までご連絡ください。その後の対応は文化財課の指示に従ってください。始末書等を提出いただく事になります。この場合、始末書提出後の手続き完了まで工事の再開は認められません。無届工事、無断計画変更した場合も同様です。くれぐれもそういった違反が起こらないように埋蔵文化財に関する申請の流れの理解と現場内での情報共有の徹底をお願いいたします。

Q17

遺跡に該当していることを知らずに工事していました…。どうしたらよいのでしょうか？

A

基本的には、Q16と同様の対応になります。

Q18

工事中に文化財と思われるものを見つけた場合どうしたらよいのでしょうか？

A

文化財課までご連絡ください。職員がすぐに現地で確認いたします。場合によっては、遺跡発見の届出(法第96.97条)等の手続き等が必要となります。

2-2. 記念物指定地内の現状変更等の手続き

1 事前協議

指定記念物（史跡・名勝・天然記念物）は、指定の範囲内の現状を維持、保存することが原則となります。そのため、記念物指定地内における建造物や工作物の設置・撤去や、木竹の伐採等の現状変更を行うことには厳しい制限があります。

現状変更の許可は、文化財保護法等の法令およびそれぞれの記念物の「保存管理計画」に基づき、その現状変更の必要性や申請のあった計画が記念物に与える影響を勘案した上で、許可・不許可が個々の事例に応じて判断されますので、予定している現状変更の内容がわかる資料（図面、写真）等を持参し、必ず文化財課との事前協議を行ってください。

現状変更の内容によっては、文化庁への事前説明や工法の検討等、協議に数ヶ月単位の期間を要する場合があります。

また、記念物に隣接した土地であっても、記念物に重大な影響を与えることが予見される場合には、同様に現状変更の手続きが必要となることがありますので、事前協議をお願いします。

2 申請（【(国) P30～32、(県) P34、(市) P36・37】参照)

国・県・市の「記念物」として指定されている「指定地」内で現状を変更しようとする場合は、文化財保護法第125条第1項、宮城県文化財保護条例第36条、仙台市文化財保護条例第30条に基づき、あらかじめ「現状変更許可申請書」を提出し、主管官庁の許可が必要です。仙台市文化財課と事前に協議したうえで、関係書類を文化財課に提出して下さい。

なお、市指定の記念物については、申請書は1部となりますが、国指定の記念物は、市を経由して国に申請書を進達するほか、県に参考送付しますので、3部必要となります。同様に、県指定の記念物は、2部必要となります。ただし、国から市に許可の権限が移譲されている事項に係る申請は、1部のみの提出となります。

どちらの扱いとなるかは、文化財課に確認してください。

※ 申請書の様式は文化財課にありますのでお声がけください。

3 許可

市指定の記念物の現状変更許可申請については、市教育委員会で許可の可否を判断した上で、市教育委員会教育長名で申請者に通知します。

県指定の記念物については、県教育委員会で許可の可否を判断した上で、県教育委員会教育長名で市教委に通知があります。その後申請者に通知します。

国指定の記念物については、文化庁で許可の可否を判断した上で、文化庁長官名で市教委に通知があります。その後申請者に通知します。国の許可の可否は申請日から約1～2ヶ月後に通知されます。

記念物指定地内の現状変更等に関する手続き

現状変更等予定

記念物（史跡/名勝/天然記念物）指定地に該当するかどうかの照会（各担当窓口へ）

事前協議

記念物は指定地内の現状維持が原則です。そのため、通常の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と異なり、地下部分への掘削行為以外に、簡易な建造物（仮設プレハブ等）や工作物の設置、木の伐採など、地上部分についても現状を変更するあらゆる行為が許可申請の対象となります。

事前に予定している現状変更の内容がわかる資料（図面、写真等）を持って、必ず文化財課と事前協議を行ってください。

国指定

史跡/名勝/天然記念物

市教委に権限移譲されている

文化財保護法第125条第1項の規定

YES

NO

①

現状変更許可申請書
(様式6-①)1部提出
(市教育長あて)

②

現状変更許可申請書
(様式4-①)3部提出
(文化庁長官あて)

県指定

史跡/名勝/天然記念物

宮城県文化財保護条例第36条

③

現状変更許可申請書
(様式5-①)2部提出
(県教育長あて)

市指定

史跡/名勝/天然記念物

仙台市文化財保護条例第30条

④

現状変更許可申請書
(様式6-①)1部提出
(市教育長あて)

許可

不許可

現状変更実施
(※立会の有無については、担当者に確認する)

終了報告書 (様式4-②、5-②、6-②) 提出

① ④→市教育長あて1部 / ②→文化庁長官あて3部 / ③→県教育長あて2部

手続き終了

注1：提出する3部のうち、2部は仙台市教と県教委へ参考送付する分ですので、コピーしたもので問題ありません。なお、文化庁長官と県教育長あてに申請する際は、いずれも市教委を経由する必要がありますので、市教育長あての「進達依頼文」も併せてご提出ください。

注2：現状変更許可申請に基づき、当該行為が記念物に影響を及ぼす可能性がある場合、史跡では確認調査を実施し、状況を確認した上で、許可の可否判断を行い、計画の変更について協議する場合があります。

4 発掘調査

記念物のうち史跡（P.17 参照）については、現状変更申請の事前協議に基づき、当該行為が史跡に影響を及ぼす可能性がある場合は、発掘調査を実施し、史跡の状況を確認したうえで、許可の可否判断をすること、または計画変更について協議することがあります。

5 立会

記念物のうち史跡については、現状変更申請が許可された後、現状変更を実施する場合には文化財課職員による立会を実施します。その際、許可の内容と実施の工事内容等が異なる場合は、現状変更の停止を命じ、原状回復をさせることがあります。

6 報告（【(国) P33、(県) P35、(市) P38】参照)

現状変更が完了した後は、速やかに終了報告書を提出願います。なお、市指定の記念物については、報告書は1部となりますが、国指定の記念物は、市を経由して国に報告書を進達するほか、県に参考送付しますので3部必要となります。同様に、県指定の記念物は、2部必要となります。ただし、市に国から許可の権限が移譲されている事項に係る申請は、1部のみの提出となります。）

※ 報告書の様式は文化財課にありますのでお声がけください。

7 その他

記念物の現状変更については、通常の遺跡の開発及び建築の取扱いと異なり、その行為が地上・地下のいずれの場合であっても申請の上、許可が必要となりますので、注意が必要です。

記念物の現状変更あるいは保存に影響を及ぼす行為をして記念物を滅失、き損、衰亡に至らしめた者、および無断あるいは条件に従わず現状変更した者に対しては、文化財保護法第196条・197条により罰則が設けられていますので、ご注意ください。

記念物指定範囲と埋蔵文化財包蔵地が重複する箇所においては、それぞれ所定の手続きが必要となりますので、ご注意ください。（担当係：PI 照）

史跡

NO.	種別	区分	名称	所在地	所有者	指定年月日	年代	担当係
1	国指定	史跡	陸奥国分寺跡	若林区木ノ下二丁目・三丁目	仙台市	大正11年10月12日	古代	整備活用係
2	国指定	史跡	陸奥国分尼寺跡	若林区白萩町	仙台市	昭和23年12月18日	古代	整備活用係
3	国指定	史跡	林子平臺	青葉区子平町19-5	仙台市	昭和17年7月21日	近世	仙台城
4	国指定	史跡	遠見塚古墳	若林区遠見塚一丁目ほか	仙台市	昭和43年11月8日	古墳	整備活用係
5	国指定	史跡	岩切城跡	宮城野区岩切字入山ほか	仙台市・利府町	昭和57年8月23日	中世	仙台城
6	国指定	史跡	仙台城跡	青葉区川内・荒巻字青葉	仙台市・国ほか	平成15年8月27日	中世・近世	仙台城
7	国指定	史跡	仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡、郡山廃寺跡	太白区郡山三丁目、五丁目	仙台市ほか	平成18年7月28日	古代	整備活用係
8	市指定	史跡	善応寺横穴墓群	宮城野区燕沢二丁目	善応寺	昭和43年2月15日	古墳	整備活用係
9	市指定	史跡	三沢初子の墓など	宮城野区榴岡五丁目4	仙台市	昭和47年2月1日	近世	仙台城
10	市指定	史跡	刀工本郷国包各代の墓所	若林区新寺二丁目7-33	善導寺	昭和55年10月20日	近世	仙台城
11	市指定	史跡	経ヶ峰伊達家墓所	青葉区霊屋下	仙台市ほか	昭和59年7月21日	近世	仙台城
12	市指定	史跡	西館跡	青葉区下愛子館	個人	昭和62年11月1日	中世・近世	仙台城
13	市指定	史跡	郷六城跡	青葉区郷六字庄子	個人	昭和62年11月1日	中世	仙台城
14	市指定	史跡	栽松院墓所	泉区根白石字館下	満興寺	昭和63年3月1日	近世	仙台城
15	市指定	史跡	松森焰硝藏跡	泉区南光台東二丁目35-8	仙台市	昭和63年3月1日	縄文・古代・近世	仙台城
16	市指定	史跡	東光寺の石窟群域・西平場	宮城野区岩切字入山	仙台市、東光寺	平成18年1月17日	中世	仙台城
17	市指定	史跡	法領塚古墳	若林区一本杉町113の一部ほか	聖ウルスラ学院	令和7年2月17日	古墳	整備活用係

名勝・天然記念物

NO.	種別	区分	名称	所在地	所有者	指定年月日	年代	担当係
1	国指定	名勝	秋保大滝	太白区秋保町馬場字大滝地内	仙台市ほか	昭和17年3月7日		管理係
2	国指定	名勝	磐司	太白区秋保町馬場字岳山地内	国(仙台森林管理署)・仙台市	昭和20年2月22日		管理係
3	国指定	名勝	おくのほそ道の風景地	宮城野区五輪一丁目ほか、若林区木ノ下二丁目ほか	国・県・仙台市ほか	平成27年3月10日		整備活用係
1	国指定	天然記念物	苦竹のイチョウ	宮城野区銀杏町	個人(仙台市)	大正15年10月20日		管理係
2	国指定	天然記念物	朝鮮ウメ	若林区古城二丁目	国(宮城刑務所)	昭和17年9月19日		管理係
3	国指定	天然記念物	青葉山	青葉区荒巻字青葉12番地の内	東北大学	昭和47年7月11日		管理係
4	国指定	天然記念物	姉滝	太白区秋保町馬場字岳山	国(仙台森林管理署)	昭和9年8月9日		管理係
5	国指定	天然記念物	東昌寺のマルミガヤ	青葉区青葉町8-1	東昌寺	平成7年3月20日		管理係
6	市指定	天然記念物	鷺倉神社の姥杉	泉区福岡字小山19-2	鷺倉神社	平成10年1月16日		管理係
7	市指定	天然記念物	賀茂神社のイロハモミジ	泉区古内字糺1	賀茂神社	平成11年7月2日		管理係
8	市指定	天然記念物	賀茂神社のタラヨウ	泉区古内字糺1	賀茂神社	平成11年7月2日		管理係
9	市指定	天然記念物	霊屋下セコイヤ類化石林	青葉区米ヶ袋一丁目、三丁目、霊屋下	宮城県	昭和48年8月6日		管理係
10	市指定	天然記念物	大梅寺のヒヨクヒバ	青葉区茂庭字綱木裏山4	大梅寺	昭和52年3月1日		管理係
11	市指定	天然記念物	簪桜	青葉区愛子中央	個人	昭和61年5月30日		管理係
12	市指定	天然記念物	泉ヶ岳のミズバショウほか湿生植物群生地	泉区福岡字岳山	仙台市	昭和40年5月12日		管理係
13	市指定	天然記念物	賀茂神社のアラカシ	泉区古内字糺1	賀茂神社	昭和60年4月25日		管理係
14	市指定	天然記念物	仙台城二の丸跡南西境の杉並木(部分)	仙台市青葉区川内12-2	国(財務省東北財務局)・東北大学	平成18年12月5日		管理係
15	市指定	天然記念物	子平町の藤	青葉区子平町3番11号	個人	平成23年7月1日		管理係

3. 協議書・届出等各様式

① 協議書＜民間事業＞

令和 第 年 月 日

記入例

仙台市教育委員会教育長 様

住 所

氏 名 申請者（事業者）名
T E L

埋蔵文化財の取扱いについて（協議）

このことについて、下記のとおり開発計画を策定しておりますが、開発の計画及び実施に当たり、文化財保護法の趣旨及び適用措置を十分に尊重いたしたく、関係書類を添えて協議いたします。

記

1. 事 業 名 _____
2. 事業予定年月日 _____
3. 事業予定地 _____
4. 協議対象遺跡 _____
5. 事業概要 建物建築計画の場合は、建物構造および種類
（「RC造5階建て共同住宅」等）・敷地面積・建築面積・基礎構造・基礎
掘削深（GL－●m）、盛土の有無などの工事概要を記入してください。

6. 添 付 書 類

- ・計 画 図 面：周辺案内図、建物配置図、基礎断面図
- ・予定地現況写真：予定地遠景、予定地近景（プリンター出力写真可）

7. 参 考 事 項

協議に関する窓口（連絡先）となる担当者の氏名・会社名・郵便番号・住所
・電話番号等を記入してください。

② 発掘届：＜民間事業＞ 表面

令和 年 月 日

仙台市教育委員会 教育長 様

記入例

住 所

氏 名 申請者（建築主） 名

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法第9条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地）
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、名称、員数、現状及び時代
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概略
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

② 発掘届：＜民間事業＞ 裏面

※添付図面 ①案内図 ②配置図
③基礎断面図等

(第93条第1項)

別記

道路・下水道等は、「工事幅×延長距離」で面積を算出してください。また建物の場合は、建築面積を忘れずに記載してください。

記入しないで下さい。

1 所在地			
2 面積	敷地面積		
3 土地所有者	氏名等： 住所：		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称	()	員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の年代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備 土砂採集 その他農業 () その他開発 () 遺跡整備		
工事の概要	例) 木造2階建個人住宅 基礎掘削GL-500mm 盛土300mm ※パイル・杭打ち、柱状土壌改良、地盤改良がない場合は、「パイル打ち・土壌改良等無し」と記載して下さい。また、切土・盛土の有無や道路・下水道等の場合は工事幅・延長距離・掘削深度を記入して下さい。		
6 工事の主体	氏名： 申請者（建築主）氏名 住所： 申請者（建築主）住所		
7 施行責任者	氏名： 施行業者 氏名 住所： 施行業者 住所		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項	届け出の件に関する窓口（連絡先）となる担当者の氏名・会社名・郵便番号・住所・電話番号等を記入して下さい。		

〔注意事項〕遺跡の種類、遺跡の現状、遺跡の時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入

③ 委任状＜民間事業＞

委 任 状

仙台市教育委員会教育長 様

住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人として定め下記権限を委任します。

一、仙台市 区 地内（ 遺跡）
の埋蔵文化財発掘調査業務に関する事務手続き及び交渉の窓口の件。

以下余白

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

④ 承諾書＜民間事業＞

令和 年 月 日

仙台市教育委員会教育長 様

住所
土地所有者

氏名 印

発掘調査の承諾について

下記の所有地内における発掘調査（試掘・確認調査，本発掘調査，資料整理及び報告書作成・刊行）の実施を承諾します。

なお、出土文化財について、発見地所有者としての権利を放棄します。

記

1. 所有地 地目

2. 調査期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

⑤ 協議書＜公共事業＞「計画と埋蔵文化財の関わりについて」の記入

「計画と埋蔵文化財の関わりについて」の記入

※様式は文化財課のキャビネットにあります。

仙台市以外の申請者には、メールで送付いたします。

1 「_____計画と埋蔵文化財の関わりについて」仙台市教育委員会教育長宛

- ・申請者の住所・氏名を記入してください。
- ・表題_____の部分と1. 事業名には、計画の名称を記載してください。
例) ○○公園整備計画, ▲▲小学校校舎改築計画, 市道□□線築造計画 など
- ・2. 事業実施年月日には、実際に掘削・盛土工事に入る期間を記載してください。
- ・協議対象遺跡は、文化財課にご確認ください。

2 計画概要書（任意の書式に以下の内容を記載してください）

- ・事業名、事業目的、所在地（地番）
- ・計画概要
〈建物の場合〉 敷地面積・建築面積・掘削深度・施工方法など
〈ガス、水道、下水道などの場合〉 布設延長・掘削幅・掘削深さ・施工方法など
- ・計画のスケジュール

3 関係図面について ※縮尺がわかるものでA4版もしくはA3版をご用意願います。

- ・位置図：住宅地図等に該当箇所を示したもの。
- ・配置図：建物の場合は、敷地範囲と建物の配置がわかるもの。
道路、下水道、その他埋設管等の場合は、設計平面図や路線図など。
- ・基礎断面図：建物の場合は、基礎断面図。
道路、下水道、その他埋設管等の場合は、掘削断面図。

協議書は、

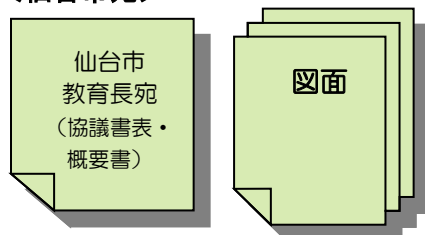
☐ 仙台市教育委員会宛「_____計画と埋蔵文化財の関わりについて（協議）」：1枚

☐ 計画概要書：1部

☐ 関係図面（位置図・配置図・基礎等の掘削断面図 等）：1部
をそろえて提出してください。

◆提出の際は、下のようなセットでお持ちください。

＜仙台市宛＞



◎ご不明な点は、文化財課にご相談ください。

＜担当：調査調整係＞

内線 720-4447

外線：022-214-8839

FAX: 022-214-8399

Email: kyo019320@city.sendai.jp

⑤-1 協議書＜公共事業＞

必ず文書番号を記入して下さい。

令和 第 年 月 号 日

記入例 ①

仙台市教育委員会教育長 様

申請者の住所、氏名を記入してください。押印省略可。

住所：
氏名：

事業名を記入 (例)〇〇〇公園整備 計画と埋蔵文化財の関わりについて（協議）

このことについて下記のとおり開発の基本計画を策定中ですが、開発の計画及び実施に当たり、文化財保護法の趣旨及び適用措置を十分に尊重いたしたく、関係書類を添えて協議いたします。

記

1. 事業名 : **上記と同じ事業名を記入 (例) 〇〇〇公園整備**

2. 事業実施年月日 : **実際に掘削・盛土工事に入る期間を記入してください。**

3. 事業実施予定地 : _____

4. 協議対象遺跡 : **遺跡名を記入してください。 ※複数ある場合は、併記して下さい。**

5. 提出書類

①計画概要書 **記入例②を参考に。**

遺跡名がわからない場合は、文化財課にお問い合わせください。

②位置図及び関係図面 **★必ず添付して下さい。**

6. 備考 :

連絡先（担当課、担当者名、内線番号）を記入

※参考例です。特に書式は決ま
ていません。

記入例 ②

工事計画概要書

1、事業名（工事名）

2、工事目的

3、所在地

※事業実施予定地の地番を記入してください。

4、計画概要

（例）

（1）〇〇設置工事

・基礎の構造、掘削幅×長さ＝掘削面積、掘削深度

（2）〇〇整備工事

・掘削幅×長さ＝掘削面積、掘削深度

5、工事日程（予定）

※おおよそで構いません。ご記入願います。

⑥ 発掘通知＜公共事業＞「埋蔵文化財発掘の通知について」の記入

「埋蔵文化財発掘の通知について」の記入

※様式は文化財課のキャビネットにあります。

仙台市以外の申請者には、メールで送付いたします。

1 「埋蔵文化財発掘の通知について」仙台市教育委員会教育長宛

① 申請者の住所・氏名を記入してください。

2 「埋蔵文化財発掘の通知について（別記）」

① **所在地**：工事箇所の住所（地番）を記入してください。

② **面積**：建物の場合は、敷地面積と建築面積の両方を記入してください。
道路、下水道、その他埋設管等の場合は、「工事幅×延長距離」で算出した面積を記入してください。

③ **土地所有者**：工事箇所の土地所有者の氏名（国・または地方公共団体の場合はその機関名）と住所を記入してください。

④ **遺跡の種類・名称・現状・年代**：文化財課で記入しますので、記入しないでください。

⑤ **工事の目的**：該当する項目に○をつけてください。

・下水道・浄化槽・擁壁工事⇒「その他開発」

・庁舎・公民館・消防施設・病院⇒「その他建物」

工事の概要：建物の構造、基礎掘削の深さ、盛土の有無を記入してください。

パイルや杭打ち、柱状土壌改良等の地盤改良工事がある場合は、その深さを記入してください。道路・下水道等の場合は、掘削幅・掘削延長距離・掘削深度を記入してください。記入しきれない場合は、別紙に記入し、添付願います。

⑥ **工事の主体**：申請者と同じ氏名と住所を記入してください。「申請者と同じ」とせず、記入願います。

⑦ **施行責任者**：担当課公所長名と住所を記入してください。

⑧ **着手予定時期**・⑨ **終了予定時期**：おおよそでも構いませんので必ず記載してください。例）令和8年6月上旬

⑩ **参考事項**：担当者の氏名・住所・電話番号を記入してください。

3 添付図面について ※縮尺がわかるものでA4版もしくはA3版でご用意願います。

① **位置図**：住宅地図等に該当箇所を示したもの。

② **配置図**：建物の場合は、敷地範囲と建物の配置がわかるもの。

道路、下水道、その他埋設管等の場合は、設計平面図や路線図など。

③ **基礎断面図**：建物の場合は、基礎断面図。道路、下水道、その他埋設管等の場合は、掘削断面図。

埋蔵文化財発掘の通知の書類は、

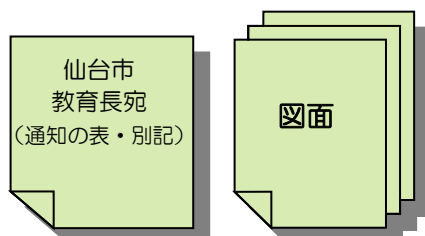
☐ 仙台市教育委員会宛「埋蔵文化財発掘の通知について（表紙・別記）」：1枚

☐ 添付図面3種類（位置図・配置図・基礎等の掘削断面図）：1部

をそろえて提出してください。

◆提出の際は、下のようなセットでお持ちください。

＜仙台市分＞



⑥-1 発掘通知＜公共事業（仙台市等）＞

必ず文書番号を記入して下さい。

記入例

第 年 月 日 号

仙台市教育委員会教育長 様

申請者の住所、氏名を記入してください。
押印省略可。

住 所
氏 名

埋蔵文化財発掘の通知について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法第94条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり通知します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、名称、員数、現状及び時代
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる国の機関等の名称、代表者の氏名及び所在地
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

※添付図面

①位置図

②配置図

③基礎断面図

⑥-2 発掘通知＜公共事業（仙台市等）＞別記

（第4号様式 別記）

別記

1 所在地	(地番)		
2 面積	敷地面積 m^2 ・ 建築面積 m^2		道路・埋設管等は、工事幅×延長距離で掘削面積を記入
3 土地所有者	氏名等： 住所：		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称			員数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備 土砂採集 その他農業（ ）		
下水、電話柱工事は「その他開発」	その他開発（下水道） 遺跡整備		
工事の概要	※建物の場合は、その種別・基礎掘削の深度・盛土の厚さ等、道路・埋設管工事（水道、ガス等）等の場合は、工事幅・延長距離・掘削深度を記入。工事内容が多い場合は、別紙に記入。		
6 工事の主体	機関名：表面の申請者と同じ者を記入 住所		
7 施行責任者	氏名：担当課公所長名 住所： 太枠内を必ず記入		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項	担当課・担当者名・内線電話番号を記入		

〔注意事項〕遺跡の種類、遺跡の現状、遺跡の時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入

4. 現状変更許可申請等各様式（国）

① 現状変更許可申請書

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 ○○○○ ○
(仙台市教育委員会 教育長 ○○○○ ○)

<留意点>

・市長・区長名で申請する場合は、担当部局・連絡先を記入してください。

申請者 住所
氏名

現状変更許可申請書

下記のとおり、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定により、史跡名勝天然記念物の現状変更等をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
2. 指定年月日
3. 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
7. 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

<留意点>

- ・現状変更の必要性を明確にわかりやすく記してください。
- ・以前に、き損届を提出した案件の現状変更については、その日付と文書番号を示してください。
- ・必要に応じて整備等の年次計画（基本整備計画書の引用、コピー含む）を添付してください。

10. 現状変更等の内容及び実施の方法

<留意点>

- ・ 誰が、いつ、どこで、何を、どれくらい、どのように現状変更するのかなど5W1Hを意識して記してください。
- ・ 内容と規模のみの図面や図面のみの読み取りはを示すことのないようにしてください。
- ・ 建築物等の場合、棟数、構造、建築面積、棟の高さ、屋根や壁の配色等を記してください。
- ・ 電柱等の場合、本数、構造、高さ、（支線や架空線についても延長等加えて）記してください。
- ・ 掘削する規模（縦、横、深さ）等を記してください。
- ・ 内容、規模が多項目あれば、一覧表に整理してください。
- ・ 整備委員会があれば、委員名簿を添付してください。
- ・ 文化庁の補助事業か（別の補助事業か）単費事業かを記してください。

11. 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

<留意点>

- ・ 現状変更が記念物の遺構や景観に及ぼす影響が軽微であればあるほど、許可がおりることが困難ではなくなることに留意して記載してください。また、工法、デザイン等工夫した点等を明記してください。

12. 現状変更等の着手及び終了の予定時期

<留意点>

- ・ 終了予定時期まで工事が終了しない場合、事前に期間延長する必要等を記載した「期間変更届け」を提出し、承認を受ける必要があります。余裕をもった期間としてください。
- ・ 着手日は、許可書が文化庁から仙台市に送付されるのに日数がかかります。1カ月以上の余裕をもって記載してください。

13. 現状変更等に係る地域の地番

14. 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

15. その他参考となるべき事項

（添付書類）

- 1) 位置図（記念物全体を示したもの及び現状変更周辺箇所を拡大したもの）

<留意点>

- ・ 指定ラインを赤い線で示し、同時に今回の現状変更対象箇所を記入してください。
- ・ 史跡としての遺構のどの場所に当たるのか明記してください。(例・二の丸跡、堀跡、登城路等…、表現しにくい場合は、基本整備計画等において定められたゾーンの名称、指定地のおよその方角か、その地区の通称名等・・)
- ・ 遺構分布図に現状変更対象地を記入した図面を添付してください。

2) 設計仕様書及び設計図

<留意点>

- ・ 図面類は、出来る限りA4判又はA3判にしてください。(文字等が小さくなる場合は、別途折り込みも添付してください。)

3) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

<留意点>

- ・ 現状変更等をしようとする箇所を表示してください。

4) 現状変更等予定箇所のキャビネ版写真

<留意点>

- ・ 現状変更等をしようとする箇所を表示してください。

5) 許可申請者が所有者又は権原に基づく占有者以外である場合はその者の承諾書

6) その他事前協議により必要とされた書類

② 現状変更終了報告書

第 号

令和○年○月○日

文化庁長官 ○○○○ ○

住所

氏名

現状変更等終了報告書

令和○年○月○日付○受庁財第○号の○により許可のありました史跡○○跡の現状変更（○○整備）につきましては、令和○年○月○日に終了しましたので、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第3条の規定により、関係図書を添えて報告します。

記

1. 現状変更の内容・規模等

2. 添付書類

- 1) 位置図
- 2) 見取図
- 3) 着手前・工事中・終了後写真
- 4) 史跡に対する影響の所見・地下状況写真

〈注意点等〉

- ① 許可日・許可番号を必ず明記し、申請した内容や規模等を簡単に記してください。
- ② 位置図及び添付写真と対比しやすい見取図を添付してください。
- ③ 着手前、工事中、終了後の写真を比較しやすく整理し添付してください。
- ④ 掘削した場合は、掘削中の地下の状況写真と、その際立ち会った市文化財課職員の史跡に対しての影響の有無の所見を添付してください。（文化庁撮分）

5. 現状変更許可申請等各様式（県）

① 現状変更許可申請書

様式第 27 号（第 30 条関係）

（平 6 教委規則 3・平 17 教委規則 17・一部改正）

現状変更等許可申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり指定史跡名勝天然記念物の現状変更等をしたいので
許可されるよう関係図書を添えて申請します。

名称				指定年月日			
現在の所在場所							
現 状 変 更 等	箇所又は場所						
	内容						
	実施方法						
	理由						
	着手及び終了の予定時期						
	施工者	住所					
現状変更等のために所在場所を変更するとき					氏名又は名称		
			変更後の所在場所				
			終了後復すべき所在場所及び時期				
参考事項							

② 現状変更終了報告書

様式第 13 号（第 10 条関係）

（平元教委規則 3・平 6 教委規則 3・一部改正）

現状変更等終了届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

○年 ○月 ○日付け宮城県教育員会指令第○号で許可された現状変更等を
令和○年 ○月 ○日に終了したので関係図書を添えて届け出ます。

6. 現状変更許可申請等各様式（市）

① 現状変更許可申請書

第 号
令和 年 月 日

仙台市教育委員会教育長 様

<留意点>

・市長・区長名で申請する場合は、担当部局・
連絡先を記入してください。

申請者 住所
氏名

現状変更許可申請書

下記のとおり、仙台市文化財保護条例第 30 条の規定により、史跡名勝天然記念物の現状変更等
したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 指定又は登録を受けた文化財の種別、名称及び員数
2. 指定又は登録の年月日
3. 指定又は登録を受けた文化財の所在地
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 権原に基づく占有者又は管理責任者がある場合はその氏名又は名称及び住所
6. 現状変更等をしようとする者の氏名及び住所
7. 現状変更等を必要とする理由
8. 現状変更等の内容及び実施の方法
9. 現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他の影響に関する予想
10. 現状変更等の着手及び終了の予定時期

1 1. 現状変更等の工事その他の行為の施工者の氏名及び住所または名称及び代表者の氏名並びに
事務所の所在地

1 2. その他参考になるような事項

(添付書類)

② 現状変更終了報告書

(文書番号)

令和 年 月 日

仙台市教育委員会
教育長 ○○○○ 様

住所

氏名
(担当者)

現状変更等終了報告書

令和○年○月○日付仙台市(○教生文)指令第○号で許可されました史跡○○跡の現状変更(○○整備)につきましては、令和○年○月○日に終了しましたので、仙台市文化財保護条例第30条及び仙台市文化財保護条例施行規則第14条の規定により、関係図書を添えて報告します。

記

3. 現状変更の内容・規模等

4. 添付書類

- 5) 位置図
- 6) 見取図
- 7) 着手前・工事中・終了後写真
- 8) 史跡に対する影響の所見・地下状況写真

7. 「せんだいオンライン申請サービス」について

仙台市文化財課では、埋蔵文化財に関する窓口サービスの向上を目指して、オンラインシステムを導入しています。

どなたでも簡単に申請ができます。アカウント取得などの面倒な手続きはありません。

（１）遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の範囲確認

「遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の範囲確認」入力フォームに必要事項を入力し、確認したい土地の場所が分かる地図（該当箇所を太枠で囲ってください）を添付して送信ください。

なお、回答までお時間を要します。

（せんだいオンライン申請サービス）埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲確認

<https://logoform.jp/form/3PrJ/911656>



（２）埋蔵文化財に関する窓口予約

窓口利用の際は、「埋蔵文化財に関する窓口予約」をお願いしております。事前予約を行うことで、スムーズな受付が可能になります。

※予約なしのお客様も受付しますが、事前予約された方が優先となりますのでご了承ください。予約の際は具体的な相談内容を記載してください。

（せんだいオンライン申請サービス）埋蔵文化財に関する窓口予約

<https://logoform.jp/form/3PrJ/911701>



（３）埋蔵文化財に関する追加書類提出フォーム

既に紙で申請済みの件で、追加提出が必要な図面や書類を「埋蔵文化財に関する追加書類提出フォーム」で提出できるようになりました。

（例）届出の追加図面の提出や工事立会の写真提出など）

（せんだいオンライン申請サービス）

埋蔵文化財に関する追加書類提出フォーム

（※協議・届出の紙申請済みの方のみ）

<https://logoform.jp/form/3PrJ/911728>



8. 関係法令・要綱（抜粋）

（１）文化財保護法（抜粋）

（この法律の目的）

第１条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第３条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第４条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

２ 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

３ 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第 92 条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の 30 日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

２ 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第 93 条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「30 日前」とあるのは、「60 日前」と読み替えるものとする。

２ 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第 1 項

の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるものの(略)が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措

置を執ることができる。

- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

- 第 97 条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
 - 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
 - 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
 - 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

- 第 99 条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
 - 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
 - 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

- 第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急処置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

文化財保護法施行令（抜粋）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、同条第一項に規定する日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、同条第二項に規定する東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

（2）特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）（抜粋）

（終了の報告）

- 第3条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。
- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（３）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

1～13 略

14 文化財の保護に関すること。

（４）仙台市開発指導要綱（抜粋）

（適用対象事業）

第4条 この要綱は、法第29条第1項第1号から第11号に掲げる開発行為を除き、開発区域の面積が0.1ヘクタール以上の開発行為に適用する。

（教育委員会との協議）

第12条 開発行為者は、1ヘクタール以上の開発行為を行う場合は、教育委員会と協議しなければならない。

2 開発行為者は、周知の埋蔵文化財包蔵地又はこれに隣接し教育委員会が指示する場所で開発行為を行う場合は、あらかじめ埋蔵文化財の保存について教育委員会と協議しなければならない。

3 開発行為者は、工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに工事を中止し、教育委員会の指示を受けなければならない。

（５）仙台市「埋蔵文化財発掘調査要綱」（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、仙台市教育委員会（以下、「委員会」という。）が行う埋蔵文化財の発掘調査（以下、「発掘調査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（基本原則）

第2条 発掘調査における基本原則は、次のとおりとする。

（１）発掘調査の対象範囲

文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地（以下、「包蔵地」という。）及びそれに近接する外側の土地（以下、「隣接地」という。）の中の必要な範囲を対象とする。隣接地については、開発行為の内容、規模に応じて、委員会が必要と認める場合には、第3条第2項第1号に定める事前の試掘調査を行うこととする。

(経費の負担)

第5条 発掘調査の経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 予備調査並びに予備調査に伴う資料整理及び報告書作成のうち、分布調査及び試掘調査にかかる経費は、仙台市の負担とする。ただし、公共事業及び開発区域の面積が1,000㎡以上の民間開発事業については、開発事業者に負担を求める。

(4) 個人専用住宅の建設に伴う発掘調査の経費は、仙台市の予算の範囲内において公費の負担とする。ただし、予算の範囲外及び協議により委員会と開発事業者が合意する場合においては、この限りではない。

(6) 仙台市文化財保護条例(抜粋)

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第7条 指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者は、この条例並びにこれに基づいて発する委員会規則及び委員会の指示に従い指定有形文化財を管理しなければならない。

2 指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、指定有形文化財の所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第8条 指定有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者に変更があったときは、新たに所有者又は権原に基づく占有者になった者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

2 指定有形文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第9条 指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)及び権原に基づく占有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(修理)

第11条 指定有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。

(管理又は修理の補助)

第12条 指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市長は、当該所有者に対し、その経費の一部を補助することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第 13 条 指定有形文化財の管理が適当でないため当該指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、委員会は、所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、その全部又は一部を本市の負担とすることができる。

(現状変更等の制限)

第 14 条 指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については委員会の定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けた者は、現状変更等が終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、委員会にその旨を報告しなければならない。

(修理の届出等)

第 15 条 指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、第 12 条の規定による補助金の交付、第 13 条第 2 項の規定による勧告又は前条の規定による許可をうけて修理を行う場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者又は第 13 条第 2 項の規定による勧告に基づき修理をした者は、修理が終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、委員会にその旨を報告しなければならない。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第 16 条 指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする委員会の命令、勧告及び指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(現状変更の届出等)

第 24 条 指定有形民俗文化財の現状変更等をしようとする者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、現状変更等が終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、委員会にその旨を報告しなければならない。

- 3 指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、委員会は、第1項の規定による届出をした者に対し、現状変更等に関し必要な指示をすることができる。

(準用規定)

第30条 第7条から第9条まで及び第11条から第16条第1項までの規定は、指定記念物について準用する。

(現状変更等の届出等)

第33条 登録有形文化財等の現状変更等をしようとする者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、現状変更等が終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、委員会にその旨を報告しなければならない。
- 3 登録有形文化財等の保護上必要があると認めるときは、委員会は、第1項の規定による届出をした者に対し、現状変更等に関し必要な指示をすることができる。

(7) 仙台市文化財保護条例施行規則(抜粋)

(現状変更等の許可申請等)

第14条 条例第14条第1項本文(条例第30条において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請及び条例第24条第1項又は第33条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を教育委員会に提出することにより行うものとする。

- 一 指定又は登録を受けた文化財の種別、名称及び員数
- 二 指定又は登録の年月日
- 三 指定又は登録を受けた文化財の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者又は管理責任者がある場合はその氏名又は名称及び住所
- 六 現状変更等をしようとする者の氏名及び住所
- 七 現状変更等を必要とする理由
- 八 現状変更等の内容及び実施の方法
- 九 現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他の影響に関する予想
- 十 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十一 現状変更等の工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考になるような事項

- 2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。
 - 一 現状変更等をしようとする箇所又は地域の写真又は見取図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番を表示した実測図
 - 三 許可申請又は届出を行う者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 3 条例第 14 条第 2 項（条例第 30 条において準用する場合を含む。）及び条例第 24 条第 2 項又は第 33 条第 2 項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面を、教育委員会に提出することにより行うものとする。
 - 一 許可を受けた者又は届出をした者の氏名又は名称及び住所
 - 二 許可年月日又は届出年月日
 - 三 現状変更等の終了年月日
- 4 前項の書面には、現状変更等の結果を示す写真、図面又は見取図を添えるものとする。

（８）宮城県 埋蔵文化財保護の手引き一本文編一（抜粋）

3. 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）での開発

【開発計画と遺跡の保護】

《事前照会・相談》

開発計画は遺跡を避けて立案することが大切だが、やむを得ず計画地が周知の遺跡の範囲内に及ぶときは、民間事業者等であれば法第 93 条第 1 項の規定による届出、国の機関等（文化財保護法施行令第 1 条に定める法人を含む）は、法第 94 条第 1 項の規定による通知が必要となる。よって、開発事業者は、計画地と遺跡との関わりを事前に当該市町村の文化財担当課に照会・相談する必要がある。

また、周知の遺跡の範囲外であっても、工事中に遺跡が発見された場合には、民間事業者等であれば法第 96 条第 1 項の規定による届出、国の機関等は法第 97 条第 1 項の規定による通知の義務があり、このような、工事中のいわゆる「不時発見」は、開発事業にとっても工期の遅れ等の不利益につながる。不時発見は周知の遺跡の隣接地（※ 8）での工事や、大規模な開発（※ 9）で起こることが想定されることから、開発事業者は、計画地に周知の遺跡がなくても、所在する市町村に事前の情報提供をすることが望ましい。情報提供を受けた市町村では、必要に応じて県教育委員会と計画内容を共有するとともに、分布調査・試掘調査等によって遺跡との関わりを調べ、その結果を開発事業者へ報告する。また、新たな遺跡の登録や範囲の変更が必要となった場合は、県教育委員会にも通知する。

※ 8 地下に分布する遺跡の厳密な範囲は地上では把握し難いことから、周知の遺跡範囲の周辺で、遺跡が広がる可能性が想定される場所のことを「隣接地」と呼称している。隣接地の範囲は、遺跡の種類、地形、過去の調査履歴等により異なるため、現行の遺跡地図上では明示していないが、事業計画地が遺跡に近接しているときは、市町村に照会することが望ましい。

※ 9 計画範囲が概ね 1,000 ㎡を超えときは、周知の遺跡の有無に関係なく、情報提供をすることが望ましい。面積はあくまで目安であり、開発内容によってはこの面積以下でも情報提供が望まし

い。なお、土砂採取や林業生産活動等は文化庁通知により事前の連絡を必要としている（資料編 18・19 参照）。

関連 URL

- 1 文化財保護法、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則については、文化庁の Web ページにて閲覧することができます。
文化庁 URL (http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/index.html)
- 2 宮城県の埋蔵文化財関係各種手引き・標準・マニュアル
宮城県 URL (<https://www.pref.miyagi.jp/site/maizou/maizou-manual.html>)
- 3 仙台市文化財保護条例、仙台市文化財保護条例施行規則については下記の例規検索サービスより閲覧することができます。
Reiki-Base 検索システム (<https://kra600.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>)

お問い合わせ情報

仙台市教育局生涯学習部文化財課

調査調整係

TEL：022-214-8839（内線：720-4447）

整備活用係

TEL：022-214-8893（内線：720-4397）

仙台城史跡整備室

TEL：022-214-8544（内線：720-4446）

管理係

TEL：022-214-8892（内線：720-4441）

FAX（文化財課共通）：022-214-8399

メール（〃）：kyo019320@city.sendai.jp

